

農村地域の認識

誌名	農業総合研究
ISSN	03873242
著者	渡辺,兵力,
巻/号	22巻4号
掲載ページ	p. 261-282
発行年月	1968年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



農村地域の認識

渡辺 兵力

一 課題と背景

このノートの課題は、「農村」と呼ばれる地域はどのような要件と性格をもったところかということを検討してみようという点にある。ごく常識的な用語である農村地域を今更問題にする必要はないといえるかも知れない。しかし、近年における社会・経済の近代化過程に伴って実現しつつある地域構造の分化現象が進行するにつれ、これまでは比較的はっきり区別できた「都市と農村」との境界が逐次不明瞭になってきつつある。すなわち、非農村地域の代表ともいふべき都市地域の一部が急激に膨脹しはじめて従来の農村を都市に変貌せしめつつあり、他

ノートの 農村地域の認識

方では地域人口が急速に減少しはじめ、遂には各地に無住地区が生まれるというかたちで、農村が変貌し消滅していくという現象もみられるようになってきた。このような事態が一時的なものあるいは局地的なもの判断されるのであれば、あえて農村地域の吟味を必要としないが、最近の情勢はむしろそれとは逆の姿勢にあると判断される。すなわち、今日の段階の経済発展過程においていわゆる都市化諸現象が急速に進行していくという事実は、その体制の如何にかかわらず世界の各地でみられる必然的事実であって、とくに、異常に早い経済成長を経験しつつあるわが国では、この現象が急激かつ広範囲に実現してきている。そこで、都市化を主要因とする「農村」の社会・地域としての変化現象は、国民経済の発展がつづくかぎり今後も継続するものと判断せざるをえない。

以上のような社会・経済の近代化過程に随伴する「農村」の変化は、

- (i) 地図上での農村地域の縮小化現象である。とともに、
- (ii) 「農村」と呼ぶべき地域社会そのもの変貌・変質の現象でもある。

むしろ、農村地域の境界が不明瞭になってきた主要因は、農村的地域社会の変貌にあると理解すべきであろう。そこで、どうしてもここに農村地域の再確認をする必要が生まれてきた、と

考える。

なお、この問題は、ごく最近になって問題視されだした地域政策上の問題とも関連がある。すなわち、都市計画法の改訂と併行して「農業振興地域制度」と呼ばれる構想が新しい地域政策の一環として提唱されだした。これは農業構造政策体系の中での発想とも受け取れるが、経済政策全般からみれば、むしろ地域政策体系の中で扱うのが妥当と思える。すなわち、「農業の振興を図るべき地域」という一定の地域を政策の対象に求めようという構想で出発している。そこで、当然のことながら「農業振興地域」とは如何なる地域かということが問題になる。もちろん、このノートで扱う農村地域と新制度が考えている農業振興地域とが常に合致するとはいえないが、少なくとも両者は密接な関連をもつであろうし、後者を明らかにするため手つづきとしても前者を明確にしておかねばなるまい。

本稿は、以上のような今日の現状認識にたっ*て*いわゆる「農村」という地域の再検討を試みよう*と*意図しているが、あくまでも問題究明の出発点にたっ*て*、考え方の整理をしておこう*と*いう域をでない一試論である。

二 都市と農村

(イ) 農村地域の理解のためのアプローチの出発点を、従来

の「都市と農村」(rural community, urban society)という対比的概念の想定に求める。ここにいう「都市と農村」とはそれぞれの社会構造を異にした二つの異質社会の占める一定の社会空間を指していると考ええる。そのような異質社会を地理的分布の次元で区別すると、そこに都市地域と農村地域とが画されるものとする。

今日の段階で都市を最も抽象化して規定するならば、「都市」とは居住者人口(Ⅱ地域人口)の集積している地域社会ということができよう。そして都市化とは地域人口が集中・集積する現象といえよう。⁽¹⁾「都市」をこのように理解したうえで、地域人口の集中と分散という視点から地域社会一般を大別するならば、人口集中が認められるところが「都市」的地域であり、反対に人口分散がみられるところが「農村」的地域であると、抽象的に規定することができよう。

以上のような抽象的な「都市と農村」のとらえ方をより具体的にとらえるには、国勢調査で利用している「人口集中地区」(ⅡDID地区)⁽²⁾という指標が一応有効であろう。そこで、本稿では都市的地域を定量的にとらえる場合には「国調」のDID地区(Ⅱ都市)をもって代用することにする。それでは、全国に都市的地域はどのような位置を占めているのか。昭和四〇年「国調」結果によると、DID地区は、全国人口の四八%、全

国地積の一・二%、全国市町村数の約二四%を占めている。そして昭和三〇年代の後期に、D I D地区の人口増加率は一五・八%、D I D地区人口比重の増加率も九%の増加であった。すなわち、平均的に観察するならば、都市的地域では人口集中すなわち都市化現象が進展しているといえる。けれども、地域人口の集中を指標とする都市化現象はいわゆる人口階級と関係があり、人口階級(Ⅱ規模)がたかい都市的地域がより急速に都市化しており、ある限度以下の中・小都市では人口集中の停滞ないし分散化の傾向が認められる。その間の事情は第1表からもうかがえよう。

(口) 「都市と農村」を二つの異質社会といったがその場合の異質性をどう理解するか問題である。しかし、ここでは問題をごく常識的にあるいは現象的に理解し、つぎの三つの指標について「都市」と「農村」は異質的であるという考え方をする。

(1) 地域基幹産業の差異。都市は第二・三次産業の立地するところであるが、農村は主として第一次産業の立地するところである。都市が第二・三次産業の立地する地域であるという特色はいわゆる都市機能に関係し、また都市社会の社会構造にも関係する条件といえよう。

(2) 地域人口の状態。都市を居住人口の集積している地域と考えた。現に、昭和四〇年のD I D地区平均人口密度は一

第1表 人口集中地区の概観

(A) 人口と面積				(B) 人口階級別市町村数と人口分布			
指標	年次			人口階級	年次		
	35年	40年	増減率		35年	40年	増減率
1) D I D地区人口				D I D			%
(a) 全市	40,830	47,261	15.8	1) 100万人以上	6	6	100
(b) 国部	38,649	44,605	15.4	2) 30~100	6	11	187
(c) 市部	2,181	2,656	21.8	3) 10~30	52	61	118
(d) (b)/(a)%	94.8	94.4	-	4) 5~10	57	70	123
2) D I D地区面積				5) 3~5	70	74	106
(a) 全市	3,865	4,605	19.1	6) 2~3	102	90	88
(b) 国部	3,555	4,228	18.9	7) 1~2	181	199	110
(c) 市部	309	376	21.7	8) 5千~1万人	265	278	106
(d) (a)/(b)%	92.1	91.8	-	9) 5千人以下	25	30	119
3) D I D地区比重				10) 合計	764	819	108
人口	43.7	48.1	109	各階級別人口分布			%
面積	1.05	1.25	118	1) 100万人以上	38.8	36.9	95
人口密度	4.31	4.82	107	2) 30~100	6.6	11.8	179
				3) 10~30	20.6	20.1	97
				4) 5~10	10.2	10.4	102
				5) 3~5	6.6	5.9	90
				6) 2~3	6.0	4.6	77
				7) 1~2	6.3	6.0	95
				8) 5千~1万人	4.6	4.0	87
				9) 5千人以下	0.3	0.3	100
4) D I D地区人口密度	10,263	10,563	104				
	7,053	7,048	100				

資料：「国調」結果より作成

万人を越えている。同じ時期の非DID地区の人口密度は一四〇人であった。非都市地域を農村的地域とみるならば、農村は居住人口の散在している地域ということになる。

(3) 地域社会の原理。二つの地域社会の異質性を示す基本的な側面は、地域社会(Community)を構成し秩序だてている原理において都市社会と農村社会とが異質である、ということであろう。都市社会はいわゆるゲゼルシャフトの支配する地域社会であり、農村社会はゲマインシャフトの社会である。前者では集団が「分離の中の結合」を原理として構成されているのに対して、後者は「結合の中の分離」を秩序原理としている。

以上の三点を基本的な指標としたとき、「都市と農村」とは相互に異質的な社会であり、かつ、これまでわれわれが「都市と農村」という場合には、両者の相違・対立・比較を問題視することが多かった。そして、(一)この二つの異質社会は相互に關係のない、すなわち、本来無縁な社会としてとらえていた。(二)さらに、都市も農村もともに変化・発展のない社会すなわち、「都市と農村」という対置を靜態的な場で問題にすることが普通であったといえよう。もちろん、現実に都市は発展していたであろうが、農村の方にはそれほど大きい変化はみられなかった。そして、両者の交流的關係はほとんどなかった。した

がって、「都市と農村」という問題提起では、常に両者の靜態的比較を主題としてきたといえる。

伝統の「都市と農村」の社会構造あるいは地域構造の相違を明らかにしようという問題意識にたつがぎり、従来のような「都市と農村」のとらえ方も妥当であった。事実、昭和三〇年代以前までの日本の実情では、基本的には靜態的な論理による認識方法で問題がある程度解明できたといえよう。とくに、農村社会・地域については、「農村」だけを対象として、その本質的なものを追求してゆく接近の仕方が現実の姿にもマッチしていた。けれども、昭和三〇年以後とくに四〇年代にはいつてからの激しい社会・經濟の發展、變貌の段階にあつては、従来の靜態的な論理と地理的異質空間の想定だけでは「都市と農村」の問題を理解するのに次第に不適當になってきたと思われる。今日の段階における事態は、「都市と農村」はもはや無縁の空間(=社会的・地理的空間)ではなく、相互に交流的な交渉をもちはじめ、その交流過程を介して両者は急激に変動しつつあるとみるべきであろう。一般に、このような姿を「都市化」の進展と呼んでおり、都市化作用が一方的に「農村」に働きかけていると常識的には理解されていよう。しかし、今日および今後の「都市と農村」の關係はたんに都市化作用だけではなく、逆に、「農村化」と呼ぶべき反作用もあつて、両者の相互交流

的作用關係が、「都市と農村」をともに変質させてきていると考えるべきではないか。そしてこのような新しい關係の發生の故に、「農村」の境界が次第に不明瞭になってきたといえないか。

注(一) 「都市」の定義を一言にして規定することは困難であり、かつあまり有意義とはいえないであろう。しかし、多くの都市の發生史並びに發達史をみれば、その要因や經過は多種多様であっても、都市社会は居住人口の集中によって形成され、人口集中現象の継続によって發達してきたという側面だけは、ほとんどあらゆる都市に共通する点であるといえよう。

(2) 「人口集中地区」(density inhabited district)は、昭和五年の「国調」以来設定されたもので、その設定基準は、市町村区域内の、人口密度が一平方キロ当たり四、〇〇人以上の調査区で、市町村区域内で相互に隣接して、その人口の合計が五、〇〇〇人以上の地域を構成している場合、これらの調査区の集りを「人口集中地区」とした。したがって、D I D地区は、広い意味の市街地に該当する。日本の市町村のうち、事実上の都市(とくに景観的な市街地)的地区をもつ市町村をとらえるにはこのD I D地区を含む市町村を抜きだすという方法が第一次的接近法であろう。

三 都市化と農村化

(イ) 一般に、社会の近代化過程はいわゆる都市化現象を一つの基軸として進展していくと考えられる。すなわち、アーバナゼーションは近代化の主要な表現である。そこで、前述した「都市と農村」の基本的指標にそくしていえば、都市が(1)工業化、(2)人口集中化、(3)利益社会化を併行的に進めていくことが都市化の進展ということになる。そして、「都市と農村」を異質・対立する地域社会と考えるならば、都市化の進展によって「農村」は縮小・消滅化の方向に押しやられるといわざるをえない。三つの指標についていえば、それは農業の縮小化、人口の分散化、共同社会の縮小化の進展ということになる。

前述したように、「都市」を抽象的に地域人口の集積地域と理解すると、都市化すなわち都市的發展現象を人口集中・増加現象の有無あるいは程度の如何によって定量的にとらえることができる。ところが人口統計によれば既往の「都市」の全てが都市化しつつあるとはいえない。すなわち、都市的發展への内発的エネルギーをもった都市もあれば、今日ではそうしたエネルギーを失いつつある都市もある。すなわち、日本の既往の諸都市自体が、都市化「都市」と非都市化「都市」とに分化してきているのが現状である。このような、都市地域自体の分化現

第2表 人口階級別・人口増減率別市町村分布

人口規模	増減率別 (A) 人口増加地区				(B) 人口減少地区				(イ)	(ロ)	
	20% ~	10~ 20%	0~ 10%	計	0~ 10%	10~ 20%	20% ~	計			
市町村別人口階級	100万人~	1	1	5	7	-	-	-	-	%	%
	30~100	6	10	4	20	-	-	-	-	100	9.2
	10~30	32	29	36	97	7	-	-	7	100	19.2
	5~10	34	22	61	117	47	1	5	53	93	10.8
	3~5	28	17	75	120	139	13	5	157	43	2.4
	2~3	31	14	39	84	155	28	9	192	30	(-) 0.8
	1~2	41	39	131	211	611	168	16	795	21	(-) 4.2
	5千人~1万人	11	15	99	125	596	392	32	1,020	11	(-) 8.2
	~5千人	4	4	11	19	119	177	52	348	5	(-) 15.2
	合計	188	151	461	800	1,674	779	119	2,578	24	5.2
市町村数比重(%)	5.6	4.5	13.7	23.8	49.0	23.7	3.5	76.2	-	-	

資料：「国調」

注 (イ)は(A)人口増加地区(市町村)の比率

(ロ)は各人口階級の地区の平均人口増減率

増減率は昭和35~40年の間

AノットV 農村地域の認識

二六六

象も最近の近代化過程に伴う必然的な現象の一つというべきであらう。すなわち、第1表で示した、八一九の都市的市町村の全てが都市化しているのではなく、この中には猛烈な勢いで都市化している都市(人口急増都市)と反対に縮小化しつつある都市(人口減少都市)とが含まれている。後者はたしかに過去において、また現況では都市的条件をもったところであるが、今後は次第に非都市的性格の地域に変わりつつある都市といえる。これを都市の「農村化」と呼ぶことにする。

全国のDID地区についての検討を省略しては正確を欠くが、市町村単位の人口階級別区分を基準にして、五ヶ年間の地域人口の増減動向分布を概観すると第2表のようになる。

全国の市町村のうちの約二四%が人口増加市町村(八〇〇)である。人口増加市町村の全てが都市的市町村(八一九)とはいえないが、仮りに人口階級三万人以上の市町村(五七八)の大半をDID地区設定市町村すなわち都市的地域とすると、三七%が人口減少都市ということになる。三万人以上の市町村は平均的人口増加率がプラスのところであるから、その大半が都市的地域といっても誤りではなからう。人口階級三万人以下の市町村になると人口減少地区が圧倒的に多くなるので、現況では都市的市町村であってもそれは「農村化」しつつある都市ということになる。第1表から、DID地区人口階級一万人以上

の都市的市町村を合計すると五一一になるので、ほぼ市町村人口階級三万人以上の市町村数と匹敵するから、D I D 地区市町村の残余（約三〇〇市町村）と、三万人以上の都市的市町村のうち人口減少市町村（約二〇〇市町村）とを加えた約五〇〇の市町村が都市的市町村のうちで農村化の傾向にある都市と推計する。これは全都市的市町村（八一九）の六〇％以上にあたる。

第2表をみると、地域人口規模と人口増減傾向との間には一定の関係があると考えられる。すなわち、人口規模の大きい地域に人口の集中がみられ、人口規模が小さいと人口の分散がみられる。地域人口一〇万人以上の市町村の大半は人口が増加しており、反対に地域人口一万人以下の市町村の大半（九〇％）は人口が減少している。人口増加率一〇％以上の市町村（三三九）は都市化の著しい市町村であり、減少率一〇％以上の市町村（八九八）は農村化の激しい地域ということになる。

そこで、全国の市町村は約三、三〇〇を基準にして「都市」と「農村」あるいは都市的地域と農村的地域とを分け、昭和三五年頃からの地域分化類型を想定すると、つぎのような四つの基本類型になり、それぞれの類型にほぼ該当するであろう市町村の分布を概観すると第1図のようになろう。

U 地域七六〇は昭和三五年のD I D 地区を含む市町村の概数である。

A ノート V 農村地域の認識



都市的市町村数は昭和三五年の七六〇から四〇〇年には約八〇〇に増加した（第1表参照）。他方、人口一万人以下の人口増加市町村（三五〇）を都市化農村とした。人口減少市町村の計は二、五七八であるが、農村的市町村でより農村化しつつあるところは約二、一五〇である。このうちの約九〇〇がいわゆる過疎化市町村である。

この類型設定の考え方は、固定的・静態的であった「都市と農村」という二つの地域が、昭和三〇年代（詳しくは後半から）に都市化地域と農村化地域とに分化しはじめ、その過程で農村化都市（u）と都市化農村（r）という新しい地域類型を生みつつある、という想定にたっている。また、今日の段階の地域分化の作用力には「都市化」作用だけでなく、「農村化」という作

用も働いている、という理解である。

(ロ) 地域人口の増減動向だけで現在の都市と農村とを区別することはできないが、前述した都市化地域(U+T)と農村化地域(R+R)という二つの動態的地域類型については識別できる。そこで、五ヶ年間の地域人口増減率をもって、両地域を区分し、その地域人口構造を概観したのが第3、4表である。左側の地域別は、(1)と(3)が人口減少地域であるから小論でいう「農村化地域」であり、(4)と(6)は人口増加地域なので「都市化地域」と呼ぶ。なお、総人口(四〇年)の人口分布は農村化地域が三五・五%であった。表中の要点を列記すると、

(一) 地域人口の集中・分散傾向は昭和三〇年代前半にあっ

減率(%)	社会増減率 (%)	
	35年	40年
40年		
11.1	1.4	2.2
2.4~5.3	(-)36.0~56.9	(-)41.8~66.0
4.2	(-)23.4	(-)29.0
6.9	(-)14.6	(-)14.2
11.9	6.9	(-)0.7
14.0	12.8	13.2
15.8~20.0	20.3~67.9	25.8~77.1

ロシエアは51.0%であった。その率30%以上の地区から20~30%地

より作成。

扶養係数		老令化係数		労働力 残留率
35年	40年	35年	40年	
55.7	46.8	19.1	24.8	98.9
67.3	58.0	13.5	24.5	41.4
75.2	66.5	21.3	30.2	42.0
67.2	57.3	20.9	28.5	35.4
47.6	40.9	18.3	23.9	54.4
49.3	42.1	17.8	21.8	134.3
46.7	39.7	16.1	17.5	165.0

以上人口。

$$= \frac{10 \sim 14 \text{才人口}}{20 \sim 24 \text{才人口}}$$

てはゆるやかに、後半には急激になってきている。

(ii) 昭和三五年と四〇年の平均的な人口の自然増率の激減と激増が農村化地域と都市化地域とで対照的である。

(iii) 地域人口増減要因の主役は人口の流入現象であるといえる。人口減少率三〇%以上(五ヶ年間)という激減地区の社会減率は年率六・六%(四〇年)という高率であり、反対に人口増加率五〇%以上という激増地区では社会増率が七・七%である。この両地区は人口論的過疎・過密地域の典型的な地域といえよう。

(iv) 幼令人口は、全体として減少傾向の中で、農村化地域では激減し、都市化地域では漸減もしくは増加している。

第3表 農村化・都市化地域の人口動向

地域別	項目	市町村数	地域人口(千人)			増減指数		自然増
			30年(a)	35年(b)	40年(c)	(a)~(b)	(b)~(c)	35年
	総数・平均	3,375	89,244	93,416	98,271	104	105	9.6
農村化地域(一)	20%~ (1)	120	1,911	1,850	1,349	92	73	*9.5~
	10~20% (2)	777	8,469	7,925	6,895	94	87	10.0
	0~10% (3)	1,675	28,977	28,001	26,619	97	95	8.4
都市化地域(二)	0~10% (4)	466	29,680	32,287	34,066	109	105	10.2
	10~20% (5)	149	11,389	12,602	14,273	111	113	10.4
	20%~ (6)	188	8,818	10,752	15,068	122	140	**10.2~ 12.0

注. 昭和40年における農村化地域の人口シェアは35.5%; 同年の非DID地区人で、都市化農村地域の人口シェアは約25%ということになる。* は、人口減少区、** は人口増加率20~30%地区から~50%以上地区。

自然増減率と社会増減率は人口千人当り比率である。

本表は農林省・統計調査部刊、市町村を単位とした『日本農業の地域構造』

第4表 農村化・都市化地域の人口構造

地域別	項目	幼令人口			生産年令人口			老令人口		
		40年(千人)	増減	%	40年(千人)	増減	%	40年(千人)	増減	%
	総数・平均	25,157	89.7	100.0	66,896	111.5	100.0	6,182	115.7	100.0
農村化地域(一)	20%~(1)	401	61.0	1.9	853	77.5	1.8	95	104.3	0.4
	10~20%(2)	2,116	75.4	8.4	4,141	91.7	6.2	638	107.0	10.3
	0~10%(3)	7,541	81.2	30.0	16,901	101.0	25.3	2,151	136.5	34.9
都市化地域(二)	0~10%(4)	7,991	90.9	31.5	24,171	110.8	36.1	1,906	118.8	30.8
	10~20%(5)	3,470	98.2	13.8	10,048	118.4	14.5	756	120.3	12.3
	20%~(6)	3,638	123.2	14.4	10,784	147.2	16.1	636	134.2	10.3

資料：第3表に同じ。

注. 幼令人口=15才以下人口、生産年令人口=16~64才人口、老令人口=65才

扶養係数 = $\frac{\text{幼令人口} + \text{老令人口}}{\text{生産年令人口}}$ 、老令化係数 = $\frac{\text{老令人口}}{\text{幼令人口}}$ 、労働力残留率

増減とは35~40年の増減指数、%は全国計=100に対する百分比。

▲ノイト▼ 農村地域の認識

反対に老令人口は増加傾向の中で、都市化地域の激増が目立つ。しかし、農村化地域のシニアは四五%を越え、(3)地区ではとくにシニアが大きくかつ激増しているので、老人問題の発生が予想される。

(v) 農村化地域の扶養係数、老令化係数が相対的にたかいた点が注目される。しかも労働力残留率が非常に低い。すなわち、農村化地域は生産経済地域としてみる場合に大いに憂慮すべき人口構造になりつつある。

(ハ) 地域人口が五ヶ年間に一〇%以上減少している地域を

農家率	農人口家率	専業率	兼率	少減率	加増率
24.5	30.6	21.5	41.8	58.6	122
26.0	31.6	19.2	44.8	71.7	117
60.9	69.4	23.7	37.7	65.6	118
49.1	56.8	22.5	39.2	57.5	126
13.0	17.2	18.5	46.3	52.9	121
12.1	15.8	18.6	50.7	57.9	116
6.7	10.9	20.5	50.0	68.8	129

就業人口			II 加次指数	工業化係数
40年	増減	%		
551	75.6	11.1	60	55.8
3,333	86.3	7.0	98	38.1
13,000	96.6	27.3	115	40.2
16,749	111.1	35.2	114	42.8
6,885	118.8	14.5	123	42.2
7,092	148.2	15.0	158	38.8

地区2.8%, 20~30%地区43.3%, ***20

$$\frac{\text{II 次人口}}{\text{II + III 次人口}} \times 100.$$

人口論的過疎地域と呼んだが、おそらくこのI過疎地域(表中の(1)+(2)地区)の大半は「農村」であろう。反対に人口増加率一〇%以上はIII人口論的過密地域(5)・(6)地区⁽⁴⁾といえる。この二つの中間の地域(3)・(4)地区)はII農村化・都市化の動向が比較的ゆるやかな地域ということになる(市町数でみて六四%)が、この三つの地域が都市化(農村化)視点にたった場合のごく大まかな地域類型といえよう。そのような考え方を前提として、第3、4表と同じ資料から農村化・都市化地域の就業構造と農業形態を概観して(第5、6表参照)、I~IIIの三つの地域類型の特色を要約しておこう。

- (i) どの地区も平均して家族世帯規模は小規模化しているが、都市化地域の方がとくに顕著である。
- (ii) (1)地区は例外であるが、(2)、(3)地区では地域人口の減少より農家人口の減少の方が激しい。しかし、世帯数の増減と農家戸数の増減との関係は人口の

第5表 農村化・都市化地域の世帯・人口構成

▲ノード▼

農村地域の認識

地域別	項目	世帯数			農家戸数			農家人口		
		40年	増減	%	40年	増減	%	40年	増減	%
	総数・平均	23,105	117.3	100.0	5,661	93.5	100.0	30,095	87.2	100.0
農村化地域(→)	20%~(1)	326	83.9	1.5	85	89.5	1.5	430	80.9	1.4
	10~20%(2)	1,571	96.9	6.8	957	92.2	16.9	4,787	84.2	15.9
	0~10%(3)	5,802	103.8	25.1	2,848	94.8	50.3	15,119	88.0	50.2
都市化地域(→)	0~10%(4)	8,272	117.6	35.8	1,072	93.5	18.9	5,862	88.2	19.5
	10~20%(5)	3,402	126.0	14.7	413	91.5	7.3	2,254	87.1	7.5
	20%~(6)	3,731	158.0	16.1	287	90.5	5.1	1,643	86.9	5.5

注. 資料は第1表と同じ. 兼・増加率とは兼業農家率の35~40年の増減指数.

第6表 農村化・都市化地域の就業構造, 土地構造

地域別	項目	全国シェア				耕地 (40年) (千ha)	シ ェ ア	林 野 率	耕 地 率	水 田 率	耕 地 利 率	作 付 減 率
		土地	林野	水田	畑							
農村化地域(→)	20%~(1)	4.8	6.0	1.7	1.5	98.8	1.6	85.5	**	58.3	116	95
	10~20%(2)	28.9	33.5	16.2	19.3	1,054.8	17.6	87.7	50.3	52.2	120	95
	0~10%(3)	45.8	44.7	52.6	50.6	3,098.8	51.6	65.8	56.8	57.5	125	94
都市化地域(→)	0~10%(4)	13.6	11.4	19.6	17.5	1,123.3	18.7	44.1	23.9	59.2	124	89
	10~20%(5)	4.0	2.6	6.3	6.7	388.8	6.5	56.9	46.9	54.8	123	83
	20%~(6)	2.9	1.9	3.6	4.4	236.9	4.0	27.7	***	52.3	128	78

注. 資料は第1表と同じ. * の耕地率は林野をのぞいた耕地率. **(-)30%~

~30%地区19.3%, 30~50%地区24.0, 50%~地区43.4%. 工業化係数は

(3) それとちがっている。
地区では総世帯数はわ
かながら増加してい
る。
人口の増加より世帯の増
加の方が都市化を端的に
示す指標と考えられるの
で、(3)地区には都市化農
村の市町村がかなり含ま
れているといえよう。

(II) 農家率、農家人口率、
兼業農家率といった指標
については、農村化地域
と都市化地域(1)と(3)地
区)とでは数値が大きく
ちがっている。この格段
の相違は農村化・都市化
地域の性格のちがい、と
くに地域農業構造の相違
をはっきり示している。

(IV) 農家、水田といった主
要農業要因のシェアから

して、(3)地区は農業の中核的地域といえ、林業からいうと(2)、(3)地区が中核的地域とみられる。

(V) 都市化地域では第二次産業就業人口の増加が顕著であるが、工業化係数は(1)、(3)、(4)、(5)地区が相対的にたか。しかし(6)地区のような典型的な過密段階の地区ではやや低くなっている。他方、農業形態の一面を示す耕地利用率や作付減少率などの数値は(5)、(6)地区が激しい都市化周辺地域(都市化農村)の集約化農業の動向をはつきり示している。

かくして、地域人口の増減動向をもって、農村化地域と都市化地域を大別すると、両地域にはその地域としての諸性格あるいは地域構造の点でかなりはつきりとしたちがいが認められた。したがって、今日の日本の各地域は、農村化と都市化の二つの方向に分化しているといえる。しかし、実態はたんに分離的な分化作用だけではなく、両極に過疎化・過密化地域を実現しつつ、その中間にはむしろ「都市化と農村化」の混在ないしは併存した地域をつくりだしていると理解できないか。第3頁6表でいうと、(1)地区と(6)地区の増加傾向というのが地域的両極分化の典型であるが、(3)、(4)地区の実現が中間的・保存的地域として台頭しつつあり、そこには、農業地域として最も重要な地域であると同時に、非農業地域としての性格をも急速にもち

じめてきている地域である。別のいい方をすれば、都市化と農村化(地域人口増減現象)が比較的(1)地域を単位として共存している地域といえる。今日の市町村区域を単位とした観察では十分に反映できない、すなわち狭域的・局地的現象として二つの作用力が働き、一方が優越して地域人口の増減傾向がみられる、というのが実態であり、そういう性格の地域を広域的にまとめると、それが逐次拡大してきていると理解したい。これを第三の地域と考え、「農村」・「都市」とは別に「都鄙」という類型で考えてみる。すなわち、原型的な「都市と農村」が混在・共存した新しい地域類型である。農業の視点からするとき、この「都鄙」的地域に多くの農業地域が現に含まれており、今後は益々包括されるであろうと考えられるので、注目しなればならないという地域ということになる。

注(3) 昭和四〇年の「国調」結果によって、D I D地区人口一〇万人以上の中・大都市的地域七八について、人口増減傾向をみると、函館(△一・九)、小樽(△二・九)、大牟田(△五・三)、佐世保(△九・五)、久留米(△〇・四)、の五市はD I D地区人口が減少している。D I D地区人口一〇万人以上の市町村というのと、当然、地域人口一〇万人以上の市町村(一三二)にはいるであろう。すなわち、一〇万以上という中規模以

D I D地区、非D I D地区人口増減の相関（市町村数）

非D I D地区	D I D地区	減少地区	増加地区			合計 (%)
			0~10%	10~20%	20%~	
減少地区		19	8	5	18	50(35.5%)
増加	0~10%	12	8	8	7	35(23.5%)
	10~20%	4	11	4	10	29(19.5%)
	20%~	-	3	6	26	35(23.5%)
合計 (%)		35(23.5)	30(20.0)	3(15.5)	61(41.0)	149(100.0%)

上の都市地域の中にも人口減少都市が含まれているのであって、それ以下の都市的地域には人口減少都市がかなり含まれている。また、いま一つの事例として、首都圏（一部七県）中のD I D設定市町村約一五〇について、昭和三五〜四〇年の間の人口増減を、D I D地区と非D I D地区に分けて相互の相関分布をみると、上表のようになる。すなわち、首都圏内の都市のうちにも、地域人口が減少している典型的な農村化都市が一三%、また、D I D地区人口の減少しているところが二三%もあり、そのうちの二〇%近くは非D I D地区の人口が増加している都市的市町村である。

(4) 人口論的過疎については、『本誌』第二巻第二号の拙稿および『過疎地域における農業問題調査報告書』（全国農業構造改善協会刊）を参照。地域人口の年増加率二%以上のところを人口論的過密化段階の地域と想定することについては検討を必要とするが、急激な社会増（流入超過）の主力が若い年齢層であることから、人口論的過疎化と同じメカニズムで全く逆の現象が進行すると考えられよう。

四 農村地域の類型化

(イ) 伝統の概念からすると、地域社会を構成している居住者の大半が農業者であるようなところを村落と呼び、村落がある程度集合している地域を「農村」地域といっていた。したがって農村地域の産業構成は農業を中心とした第一次産業部門が支配的であった。その場合には農村地域＝農業地域と考えてよかった。ところが最近では、工業化、都市化の進展によって、農村地域にも非農業部門産業が立地しはじめ、村落居住者の就業先に非農業部門が増えてきた。また「農村」の変貌消滅現象がみられるようになった。このような農村地域の変化を認めると、農村地域即農業地域という理解には修正を必要としよう。「村落のある密度をもった集合」を農村地域と理解した場合にも、

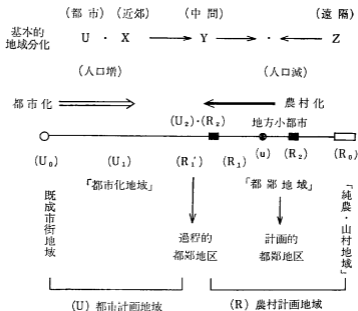
それら村落と村落との間の空間（社会的・地理的空間）に非村落的地域社会が出現し、またそこに非農業部門産業が立地しはじめることは可能である。そこで、農村地域に非農村・非農業的な「社会と経済」が入りこんでいく過程を必然的な動向と認めるならば、そうした条件をいれた農村地域の再分類を試みる必要がある。

(口) さきに述べたように、「都市と農村」というのは二つの異質的地域社会の類型である。そして両者を「地域」の次元でとらえて問題にしようという場合には、まず、ある地域に人が定住している。空間Ⅱ地域社会が存在するかという識別が先行しなければなるまい。そこで「地域」一般を、無住地域と居住地域とに大別する。もし、土地利用という観点から地域を問題にする場合には主として無住地域を対象としてそれをさらに既利用地域と未利用地域に大別することになるが、地域社会の視点にたつときは前者すなわち無住地域は一応中間にする。そこで、後者すなわち居住地域を都市地域(U)と農村地域(R)とに分ける。これが「都市と農村」の地域的表現である。

ところで、小論では、さらに「都市化と農村化」という動態的な見方を重視してきた。この視点を導入すると、都市地域の方を、市街地域(U₀)と市街化地域(U₁)とに再区分する。そして、農村地域の方も純農村地域(R₀)と都鄙化地域(R₁)とに分け

て考えていかねばなるまい。この四つの類型への地域分化の起動力は、U₀をエネルギー源としたいわゆる「都市化」作用(市街化・都市圏拡大化・都会化)を想定して、専らその都市化作用が非都市的地域へ一方的に働きかける結果生ずる地域類型分化という理論である。この系列で、モデル的に農村地域の分化を想定すると第2図のようになろう。すなわち、発展的都市(U)がU₀地域を起点として人口を吸引しつつ発展をつづけると、やがてはその外域に向って市街地化現象が進行する。そして市街化地域(U₁)が形成される。さらにその外側に基本的都市圏(U₂)ができていく。都市圏の外側は都市地域(U₀+U₁)の都市化作用が直接にはおよばない。したがってそこは農村的都市(R)ということになるが、その中に、農村化しつつある地方小都市(U₂)が存在する場合が多い。この周辺がいわゆる広域的都鄙地域(R₁)である。さらにUより最も離れたところが純農村地域(R₀)ということになる。すなわち、社会・経済全体の近代化(工業化・都市化作用の進展現象)の過程の中で、あらゆる地域はU・X↓Y↓Xという、いわゆる三相分化の基本的な方向で分れていくが、特定の発展的都市(U)を起点としてみると、都市化地域(U₁↓U₂)、都鄙化地域(R₁・U₂)、農村化地域(純農・山村)(R₀)と呼ぶべき三つの地域類型に向ってほぼ環状構造をもって分化していくと考えられる。

第2図



そこで、地域問題としてみる場合に、この基本的分化過程の想定では「農村地域」を何処に求めるかということになる。従来は、 U_0 が「都市」であり、 U_0 以外の一切は「農村」(R)と考えられていたといえよう。そして、都市化が進むと、都市側からの視点が重視されて、 U_1 が都市的地域と考えられ、その中に介在している村落(Y)は軽視ないし無視されていた。 U_1 地域は市街化する地域であるから、やがては Y も消滅するので、その村落や農業は過程的な存在として扱われてきていた。ここでも市街化進行地域(U_1)と都市圏限界地($U_2 \cdot R_2$)には農業や村落が存在するが、そこは都市(U)の作用力の直接働く範囲であるから、むしろ都市的地域として扱うのが妥当な地域と考える。そこでこれを「都市計画地域」(U)とした。結局、農村地域(R)は非都市計画地域、「農村計画地域」(R)ということになる。ただ、この農村計画地域の中に、 R_0 と R_1 という、今日では性格や条件がちがいつつある二つの地域ができてつづつある。したがって狭義の農村地域を R_0 とし、その外に都郊区(R_1)を設定する。おそらく将来への展望を試みると、この都郊区地域が地域的に拡大していくものと判断される。その意味で都市化地域に対して、都郊区地域と表現するのが適当

であろう。都市化地域が都市計画の対象となると同時に、都市化地域が今後の農村計画の主たる対象地域にならう。

(八) 都市化現象を前提とした場合の農村地域(広義)とは非都市化地域ということになる。そしてそのような視点からみた農村地域の類型化は都市化しつつある都市地域との関係位置的条件の如何で検討されよう。具体的には、(i)地域の第一次産業部門の生産力水準、(ii)第一次産業部門の所得向上の可能性、といった当該農村地域自体のもっている条件を前提として、その地域農業構造とくに農家階層構成の変化の仕方の側面をとらえて類型化が可能であろう。別のいい方をすれば、地域の農業・農家人口の減少過程の中でどのような農家階層構成の変化に向いつつあるかが、地域類型の指標となる、と考えられている。基本的には、都市化地域(R_1)では兼業農家層の増大化が、純農村地域(R_2)では農家層の減少過程の中で、専業的農家層の相対的增加、というパターンを示すのが原理的動向であると思われる。

非都市化地域を農村地域と想定した場合の類型化を試みようとするときも問題意識の如何で種々の類型設定ができるが、生産経済の観点でこれを整理するならば、(1)地域産業の構造、(2)地域作目構成、(3)地域資源の賦存、の三つの視点から検討し、その組合せによって農村地域を類型的にとらえるというアプロ

ーチが有効であろう。

農村地域の主要産業は農林業であろうが、今日では農林業以外の産業立地が珍しくない。そこで、当該農村地域では何が基幹的産業かをまず明らかにして、その基幹産業の位置づけをもつて農村地域を類型化する。しかし、非都市化地域という条件で設定した農村地域の基幹的産業は農林業であるのが原則といえるから、つぎに地域農林業形態によって、さらにそれを細分する。ただ、そこで問題になるのは、地域の産業をとらえる視点を、(i)就業構造、(ii)土地利用、(iii)粗生産額構成等のいづれにおくかという問題である。今日および今後は「農村」の就業構造にあっても第一次産業が支配的であるような「農村」は次第に少なくなり、大半の「農村」では第一次産業部門の就業者比重は三割以下になっていこう。そのような場合には土地利用の現状とくに今後の土地利用の予想的判断を行なった結果から、非農林業的土地利用の拡大の可能性如何を検討しなければならぬ。また、農業者の居住が圧倒的な村落を非農業者居住者が混在している村落との構成の如何、が農村地域の類型化にとって問題にならう。

要するに、農村地域の類型化を問題にすると、「農村」地域の広さ、ないしは地域としての枠をどうとらえるかという点が重要な問題点となる。今日の地方行政単位とされているいわゆる

市町村区域を地域の観察単位としていては明確な類型化が困難になるケースがでてこよう。

(1)の点の吟味の結果、農業が地域基幹産業である地域がいわゆる「農業地域」である。そこでつぎに農業形態の如何が類型化基準となる。この場合に、小論では地域基幹作目を中心とした作目構成を指標とする考え方にたっている。日本農業の伝統では水田・水稲作農業を地域基幹作目としているところが多いが、今日および今後の問題としては、非水田・水稲作農業を基幹部門とする地域を明らかにしていくことによって、農業形態の基本的類型設定ができると思われる。

(2)は、主として現状に立脚した類型化であるが、それとは別に、将来の展望に力点をおくと、当該地域の資源の在り方の如何に着目した(3)の視点、すなわち既開発資源の再開発と未利用資源の開発とを指標とした類型化が重要な意味をもつようになる。いずれにせよ、地域を産業的視点で考える場合の基本となる論理は立地論である。(2)の点では純粹に農業立地理論が適用されて地域基幹作目の当否が判断される。また、(2)の問題は、その地域の立地条件を前提としたうえで、地域の「広さ」すなわち規模や数量の条件が重要な意味をもってくる。そして(3)の問題はその立地条件の現状を前提として、他の地域との関係「位置」を問ひ、とくに将来の問題すなわち関係「位置」

の変化の吟味が重視されねばなるまい。要するに、本来の立地論は時間概念と規模・広さの条件とを捨象して組立てられているが、そのような立地論的判断を前提として、そこに時間概念を導入した考え方と広さ・生産規模条件とを入れた検討によって、農村地域の産業的視点からの類型化が成立する。

以上の(1)と(2)の視点組合せによる基本的類型をまとめると、



のようにならう。水田・水稲作農業地域を村落構造の類型と結びつけると、「農業村落」が対応するが、非水田作農業地域の支配的村落を非農業的村落とすることには若干の無理がある。これは、土地利用形態の如何を介在させて考えていかねば整理できない問題である。

(二) 産業的視点で問題にした立地条件では経済的立地条件に重点をおいたが、農業地域的農村についてはその農業形態との関連からしても、地形的条件による類型化を無視するわけにいかない。これまでも、農山村、山村という用語で農村地域

の類型区分が行なわれてきていたのはこの地形・自然立地条件のもつ意味が重要であったからに外ならない。すなわち、地形・自然立地条件はその農林業の相対的な潜在的生産力水準と農業生産条件の特異性とを反映していると考えられるので、農村地域の類型化基準に役立つ。端的にいうと、原則として山場地域より平場地域の方が相対的にたかい農業生産力水準にある。もっともこれまでの格差は伝統の水田・水稲作農業を基準とした場合の差であって、作目構成がかわれば必ずしも山場が平場に常に劣るとはいえない。とくに、これから非水田作農業が発展すればかえって山場の方が有利になることも生じよう。また、山場地形の地域の方が新しい農業の建設にとってはすぐれた条件をもつともいえる。しかし、伝統の水田・水稲作型の農村地域がこれまでは圧倒的に多かったので、地形的に山場の農村地域は、生産・所得水準が相対的に低かったといえる。そしてこの相対的低所得・生活水準という条件が、農村地域人口の流動を促す重要な条件の一つであった。すなわち、総じて低所得（生活）地域からの人口流出が顕著になり、それがある限度を越えるといわゆる過疎段階に転じて、種々の地域論的過疎問題をもつようになつてきている。そこで、地形・自然立地条件による類型化とからみ合せて、地域人口減少（＝農村化）を指標とした類型化を必要としよう。過疎地域「農村」という類型

がその一例である。

注(5) 過疎地域・山村地域における地域人口流動の詳論はつぎの二つの報告を参照されたい。『山村地域人口流動の諸問題』（山村振興調査会刊）、『過疎地域における農業問題』（農業構造改善協会刊）。

五 村落の構造変化

(1) さきに「農村」を地域社会の視点から規定していわゆる村落（部落・集落）の集合しているところと考えてきた。そのうであれば純粹に村落だけから形成されている地域が「純農村」ということができる。しかし、都鄙化地域の「農村」は必ずしも村落だけで成立するのではなく、非村落的地域社会の混在した農村的地域ということになる。これからの問題は、むしろこの都鄙化地域＝農村的地域をどう理解していくかであろう。

ここに、都鄙化といった現象にはつぎの二つのパターンが想定されている。第一は、伝統の「村落」が近代化作用を受けて変化し、その地域社会のなかに非村落の秩序が導入されて、遂には新しい村落に転換していくというかたちである。別の表現をもってすれば、村落構造の近代化と呼びうる都鄙化である。

第二は、伝統の「村落」の間に都市的地域社会が混在し、それが遂次拡大していつて、そこに「村落」と「非村落」という二

つの異質的地域社会が隣接して共存していくかたちである。農村地域に市街地が侵入していく過程にこのパターンがみられるであろう。第一のパターンの都鄙化現象は個々の「村落」において出現する。また、第二のパターンは都市化周辺にみられよう。いずれも、今日の市町村区域からすると、市町村区域内の局地的（＝狭域）現象である。もちろん、現実には第一と第二のパターンの都市化現象が一定の地域に併存して発現しているところが少なくない。しかし、原則的には、第一のパターンは農村的地域に、第二のパターンは専ら都市的地域において実現するといえよう。

(ロ) 「農村」地域とは「村落」の集合地域であるとし、その「村落」集合地域が「村落」の変化という現象を内包しつつ変化していくと考えてきた。前々節では農村地域の変化を、主として、地域人口の減少という定量的側面からの接近を試みた。それに対してこれからは定性的な接近ということになる。

「農村」を構造的にとらえる場合に「農村構造」という用語をつかい、その農村構造を農業構造と村落構造との総合概念とする。両者は相互規定的関係にあるが、ここでは後者だけを抜きだして扱う。さらに、ここでの「村落」を二つの内容をもった総合概念と理解する。すなわち、主として即物的側面をあらわす集落と、主として社会・人間的側面を表現する部落とが統

一されたものを「村落」と考える。したがって村落構造は集落構造と部落構造とから構成されるとする。そして農村地域が変化するということの基本には上述の意味の村落構造の変化が確認されねばならないと考える。そこで、「村落」のなかに非村落的要因の導入がみられて村落が変化していくパターンの都市化を問題にするには、どうしても伝統の村落そのものについての一定の理解が前提される必要があろう。

「村落」とくに部落の本質については社会学的に種々議論のある問題であるが、ここでは一応つぎのような理解にたつことにする。すなわち、「部落とは共同体的相互規制的な集团的機能をもった地域社会の単位である」とする。そして「農村」の部落は農業者・農家を構成員とする地縁集団と考える。これをさらに分解すると、部落についてつぎのようにいえよう。

(i) 部落は、農村地域の基本的・単位集団である。すなわち、「農村」と呼ばれる社会はいくつかの部落の集合体で形成されている。これを「部落集合」と呼ぶことにする。

(ii) 部落は、農村地域の居住者世帯（主として農家）で構成されている。すなわち、部落は社会集団の一種であるが、その構成員は個人ではなく「家」である。そこで、部落は「家連合」と呼ぶべき特異な地域社会である。

(iii) 部落は、個々の「家」(＝農家)の存立と存続の必要から生まれた集団である。その意味では、部落は一種の目的集団といえよう。

(iv) したがって部落は「家」の存立・存続を目指すための諸機能をもった一種々の機能集団である。しかし、部落のもつ機能は単一ではなく非常に多様な内容をもった複合ないし総合的な機能をもっている。

(v) 部落の機能を総合的といったが、基本的なものに要約してあえていうならば、それは社会的自我のうちの「安全への欲求」を充足するという共通の目的を果たす機能といえる。この目的遂行の手段として「家連合」という共同体々制を形成する。

(vi) 部落を「家連合」といったが、「連合」する家々は土地(水を含めた広義の土地)によって結ばれた「家」である。すなわち、部落は地縁性を契機として結ばれた特定の「家」の「家連合」である。すなわち、部落は共通の目的が先に与えられて結成された近代的目的集団ではなく、「土地」によって結ばれたいくつかの「家」(相互に地縁性をもつ家)、が次第に共通の目的を自覚して結びつきたした集団である。その意味では自然集団と呼ぶべきであろう。であるから、部落は土地(所有と利用)

を離れては成立しない。また、「家」は部落を離れては「家」であることができない。さらにまた、「家」の行動一切は部落という集団の枠の中でのみ実現できる。他方それは原則として部落の枠を越えられない。

(vii) 部落が、その基本的な役割を果たすには、部落内の秩序維持と外部からの諸作用に対する対応という、部落内外二方向への機能を果たさねばならない。これを統一していくのが部落の意志である。そして部落意志の形成と決定の機構が、ここでいう「部落構造」である。そこで部落意志が部落秩序を守り、また、家々の行動は部落構造に規制される。

(viii) 以上は、伝統の部落・部落構造についての理解であるが、この部落構造が変化することが部落の変化の本質的な側面と考える。したがって、村落・部落の変化を具体的にとらえるには部落構造の実態を明らかにしなければならない。

(ix) 部落構造の実態を知るには、(i)「家連合」の単位である「家」をとらえ、さらに、地縁集団の基盤である「土地」を明らかにしなければなるまい。すなわち、「家と土地」が部落構造の基本的構成要因であって、さらにその「家と土地」との関係が部落構造に部落の機能発揮のメカニズムの基礎になる

ものと考えられる。したがって、部落の動態的実態を明らかにするには「家」（Ⅱ戸数と階層構成）の動向と「土地」（Ⅱ面積と地目構成）の動向とをとらえて、つぎに「家」相互の間の組織・慣行・規制等を究明し、部落という地域社会集団の意志の形成機構を明らかにする必要がある。

本来的な農村部落にあっては「家」Ⅱ農家を集団構成の最小単位と考え、個人としては世帯主Ⅱ家主のみが社会的に認められ、他の家族員個々人は部落集団における社会の単位としては認められていないという想定にたつた。この想定自体になお議論の余地があるが、部落の変化の問題では「家」の社会構造的変化だけを問題にすればよいというわけにはいかず、もう一つの側面として「家と人」との関係の側面からのアプローチを必要としよう。むしろ、伝統の「家」は、部落という特殊なしかし基本的な集団と、本来的集団単位である個人Ⅱ「人」との「関係」を特殊化する役割をもった小集団であり、かつまた「家」は伝統的農村・農業社会における先天的に与えられてきた抽象的・観念的な制度とも理解されている。ところがこうした、原型的な「家」、「家連合」、「部落集合」という構成をもつ「農村」で、その根拠とする家の機能と家の制度が、個人Ⅱ「人」の社会的地位の一般的评价の転換に伴って順次変質しつつある。しかも「人」の再評価は「農村」内で実現してきたというより、む

しろ「農村」外において、民主化・工業化・都市化といわれる一般的近代化の波をかぶって逐次実現してきた一つの傾向性をもった動向である。ここに「農村」における「人と家」との間の矛盾と分裂がみられ、そのことが「家」そのものをも変質させてきている。この「家」の変質は「家連合」の内容と機能とを変えていこう。すなわち、個々の部落構造の変化をもたらし、と考へられる。個々の部落構造に変化がおきれば、「部落集合」である「農村」もまた変化することにならう。

部落における「家」の変化は、「家」の具体的構成要因であった「人」の社会的评价の転換を契機としておこりつつあると同時に、「家」の存続のもう一つの条件である農業Ⅱ「土地」の評価の転換と結びついていよう。すなわち、伝統の家業としての農業から近代的な意味での経営としての農業の移行によって農業Ⅱ「土地」のもっていた意味にも変化が生まれてきていると思われる。伝統の部落にとって「家と土地」は基本的な基構的構成要因であって、しかもそれは質的にも量的にも変化しないものと想定されていたと考へる。その二つの基構要因に質量的変化がみられるようになったとすれば、部落構造すなわち村落は変わらざるをえない。

(二) かくして、いくつかの村落の集合している地域として

の「農村地域」は、都市化の進展で長期的に非農村化していくだけでなく、農村地域自体としても村落構造の変化という過程を介して変貌してきている。このような農村地域内における地域社会の村落が変化してある事実が確認できても、それがどのようなに変化するかあるいは今後の村落構造はどうなるのか、という点については今日のところ明確に答えることはできない。その故に、今日の段階で農村地域そのものが不明確になっきているといえよう。小論では「都市と農村」という対比から出発し、主として都市化作用の視点から農村地域をみてきたが、この問題の解明にはもう一つの側面、すなわち、「農村と農業」の視点からのアプローチが是非とも必要であろう。